

## 処 分 基 準

令和5年5月1日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（16-2）
根 拠 条 項：第14条第1項
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部少年課企画係（043-201-0110）
備 考：

